

一 医薬及治療入院料ノ全額ヲ支給スルコト  
一 加齢中ハ日給ノ全額ヲ支給スルコト

(ハ) 死亡シタル者ニハ全額所収五割ヲ支給シ死亡前所屬ヨリ數名ノ葬式ニ夫列セシムルコト

(ニ) 死亡者ニハ外ニ勤務年同ノ退職手当ヲ支給スルコト

(三) 公務ニ依ラズシテ入社後滿一ケ年勤務スル後卒業員及其ノ家族ニシテ病氣又ハ不睡ノ災難ヲ全シ生活困難ニシテ専出人有ルハ一ケ月ニ一回リ限度トシテ貸与スルコト

(四) 但シ從卒業員中一人名ノ保身人ヲ要シ一ケ月收入ノ二割ヲ以テシテ科文井ノ榮下差引クコト

(五) 現業員中ニ再度入社せん者ハ時々勤続年同リ加算シテ平當ヲ支給スルコト

(六) 会社ノ現在所屬作業場ヨリ轉職轉勤スル場合ハ本人ノ同意ナクシテ行ハルコト

(七) 労働組合加入ニ付テハ会社是ヲ妨ケテハス

### 罰則

本日ヨリ毎朝八時正出勤ノ下

若シ遅刻者ニハ全二十分ノ罰金ヲ徴収ス

無断欠勤者ニハ日給十割方ヲ徴収ス

右嚴守ス

### 評議報告

吾等小倉石油会社従業員ハ昨年十月頃ヨリ組合組織ヲクラタテ二月二十七日夜創立委員合ヲ開キ是レ以テ会社ハ無業ニ墜タシ此委員合ヲ解散シシメテリ  
然レテ同日廿八日ニ至ルテ突然創立委員長以上四名ノ同志ニ解雇シ甲